

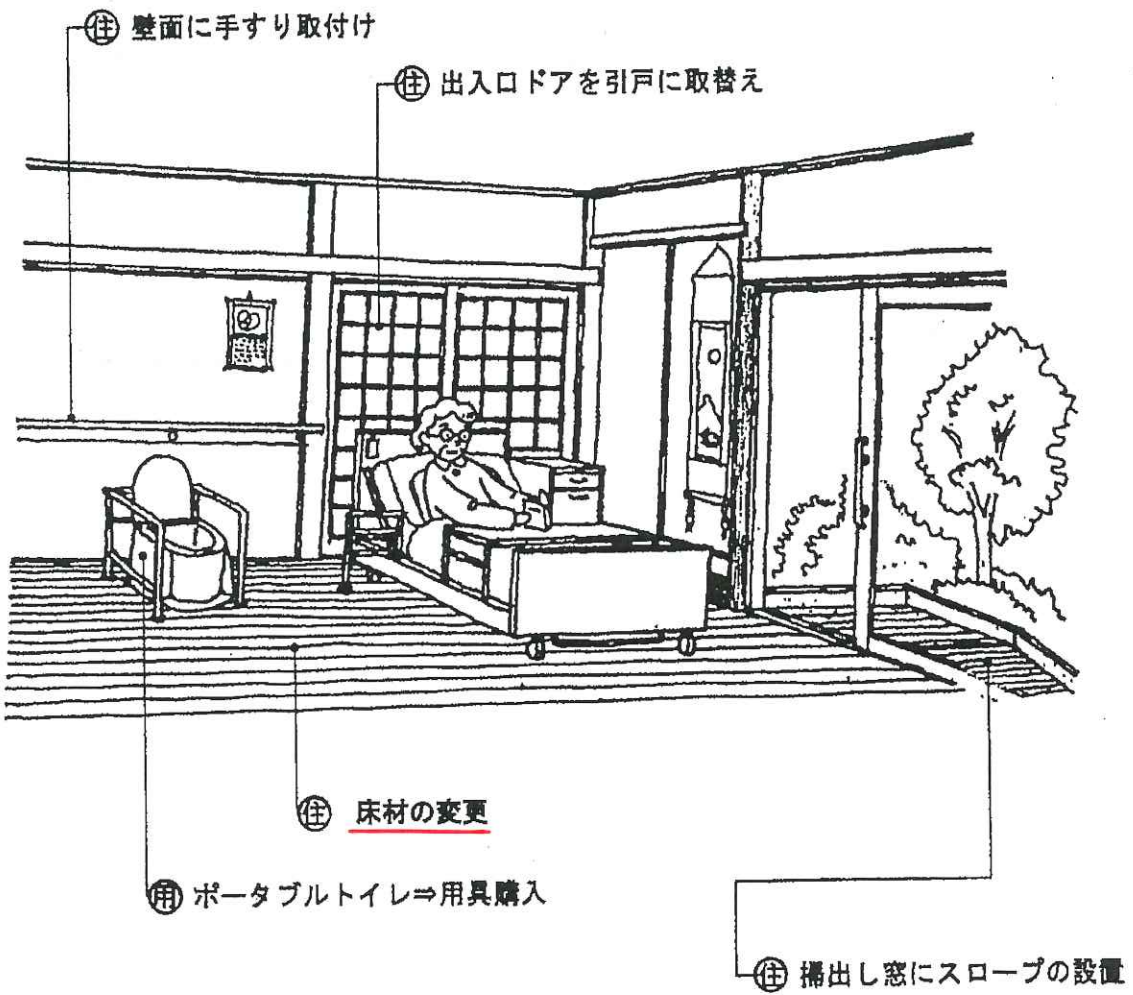
# 介護保険における住宅改修

## 実務解説

令和4年6月改訂版

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

# 寝室



- ④ 住宅改修
- ④ 福祉用具貸与または購入
- ④ 支給対象外

# Q&A 3

## I 住宅改修

(平成 29 年 7 月 3 日付全国介護保険担当課長会議資料「平成 29 年介護保険制度の改正等に関する FAQ」より掲載)

### 1【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

(答)

居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。

(令和 4 年 3 月 31 日付事務連絡「介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q&A の送付について」より、住宅改修に係る項目を抜粋)

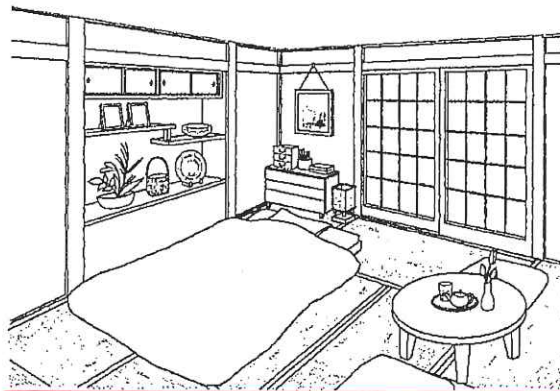
### 2【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成 29 年 7 月の Q&A で示されている「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなものが該当すると考えられるか。

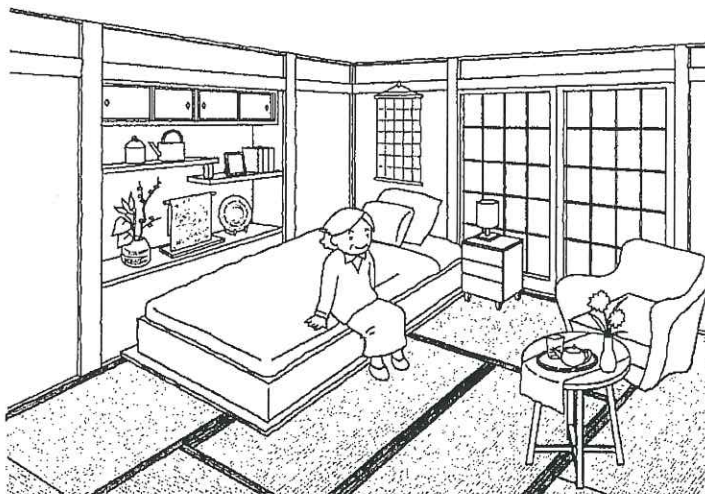
(答)

日本産業規格 (JIS) A5917 衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられる。なお、当該 JIS に該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて確認の上、居宅要介護被保険者の心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。

改修前



改修後



3 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待される場合、このような改修は対象となるか。

(答)

対象として差し支えない。